

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

1 請求人は、A所在のB会社に雇用されていた。

請求人は、昭和〇年〇月〇日、出張先であるC国の工場において繊維機械の据付作業を行っていたところ、コントロールボックスが倒れ、その下敷きとなって負傷した（以下「本件災害」という。）。

2 監督署長は、本件災害による請求人の「尿道損傷、尿道狭窄等」（以下「本件傷病」という。）を業務上の事由によるものと認め、請求人に対し、所定の保険給付を行ってきたが、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）となった。その後、同年〇月〇日、本件傷病が再発したため、請求人は、D病院等において療養し、所定の保険給付を受けてきたが、平成〇年〇月〇日、治癒（症状固定）となった。

3 本件は、請求人が、同年〇月〇日から同月〇日までの休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

平成○年○月○日から同月○日までの休業補償給付について、監督署長がこれを支給しないとした本件処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、現在も膀胱の治療をしており、治癒とはいえない状態であると主張している。

(2) そこで、当審査会において、請求人の本件傷病の状態や請求人に対する治療内容について、診断書及び主治医の医学意見等を含む一件記録を改めて精査した。すると、E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、平成○年○月以降、請求人には、腎う腎炎の発症もないとの意見を述べ、また、請求人も、要旨、症状に変わりはなく、同年○月○日の手術後、自尿も可能となっていると述べていることから、請求人の本件傷病に係る症状は、決定書理由に説示するとおり、既に安定した状態にあったものと判断される。

さらに、その治療内容について、E医師は、同年○月○日付け電話聴取書において、要旨、治療内容に変わりはなく、膀胱ろうカテーテルの洗浄と交換を続けており、アフターケアで対応できる範囲の内容であると述べ、また、F医師も、同年○月○日付け電話聴取書において、要旨、同年○月○日の手術により再建された尿道に係る経過観察を6か月おきに行っているだけであり、症状固定でよいと述べている。

以上のことから、請求人に対する治療は、腎機能障害や尿路感染症の発症を予防するための保健上の処置とみるのが相当であり、決定書理由に説示するとおり、請求人の本件傷病は、今後療養を継続しても現在より症状が改善されるなどの医療効果が期待できるものとは判断し得ない。

(3) 以上からすると、請求人の本件傷病は、遅くとも平成○年○月○日には治癒

の状態に至っていたものとみることが相当であり、監督署長がした本件処分は妥当であると認められる。

なお、請求人が主張している平成〇年〇月〇日から同月〇日までの休業補償給付の請求期間について、G病院及びD病院にそれぞれ照会したが、請求人の受診歴及び入院歴のいずれもないことが判明している。また、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。